

新宿区教育委員会会議録

平成26年第6回定例会

平成26年6月4日

新宿区教育委員会

平成26年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成26年6月4日(水)

開会 午後 2時32分

閉会 午後 4時00分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 池 俊 之	委 員	今 野 雅 裕
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 松 尾 厚

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	早 川 隆 之	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	長 井 満 敏		

書記

教育調整課 調整主査	高 橋 美 香	教育調整課 管 理 係	高 橋 和 孝
---------------	---------	----------------	---------

議事日程

- 日程第1 第30号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第31号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第32号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 第33号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第34号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正

報告

- 1 平成25年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（教育調整課）
- 2 平成27年度使用教科用図書採択について（教育指導課）
- 3 体罰の実態把握について（教育指導課）
- 4 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の運用状況報告について（教育指導課）
- 5 （仮称）下落合図書館等建物の基本設計等地域説明会について（中央図書館）
- 6 その他

◎ 開 会

○白井委員長 ただいまから、平成26年新宿区教育委員会第6回定例会を開会します。

本日の会議には松尾委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

◎ 第30号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第31号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第32号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第33号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第34号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正

○白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第30号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第31号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第32号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第33号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第34号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」を議題とします。

では、第30号議案から第34号議案までの説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、30号議案から34号議案について御説明いたします。

今回付議いたします30号議案から34号議案ですが、配偶者同行休業制度の導入に伴い、既に条例について5月20日開催の第3回教育委員会臨時会で意見聴取及び改正の申し出を可決いただいているものがございます。今回は、その条例の制定及び改正に伴い、規則以下の改正が必要なものについて付議するものがございます。

また、今回、付議する例規につきましては、配偶者同行休業の条例が区議会で可決される

ことが成立の要件となっております。

それでは、まず、「第30号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

教育委員会定例会の議案概要をごらんください。

幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に係る権限を新宿区教育委員会教育長に委任するものでございます。

改正内容は、教育委員会の権限委任事項に幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認を追加するものでございます。

施行期日は、平成26年7月1日でございます。

第30号議案をごらんください。議案を1枚おめくりいただきまして、規則の新旧対照表がございます。

第2条第3号下線部になりますが、配偶者同行休業を新たに加え、幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認について教育長に委任するものでございます。これに伴い現行の第3号から第20号を1号ずつ繰り下げるものでございます。

提案理由は、幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に係る権限を新宿区教育委員会教育長に委任する必要があるためでございます。

次に、「第31号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

また、議案概要にお戻りください。

配偶者同行休業中の幼稚園教育職員の昇給等に関する規定について所要の改正を行うほか、規定を整備するものでございます。

改正内容は、配偶者同行休業中の幼稚園教育職員に対しては、昇給等を行わず職務に復帰する日に号給の調整を行うものでございます。

施行期日は、平成26年7月1日でございます。

第31号議案をごらんください。1枚おめくりいただき、規則の新旧対照表になります。

第13条下線部になりますが、配偶者同行休業を新たに加え、配偶者同行休業中の幼稚園教育職員に対しては昇給等を行わず、裏面にまいりまして、第16条第1号にも新たに加え、復職時に号級の調整を行うものです。

そのほか、配偶者同行休業制度の導入に伴う条例に基づくものではありませんが、第4条第3項の下線部で、第4条の2を次条に、また第4条の2第2号で、第4条を前条に、それ

ぞれ条文の規定整備をするものでございます。

また、第13条で、公益的法人等派遣について、現行で昇給等を行わないことにより、読みかえ規定がなかったことから、新たに括弧書きで条文の、こちらも規定整備をするものでございます。

また、議案をおめくりいただいて、第16条第1号で、休職等の読みかえ規定が現行でなかったため、条文の規定整備をするものでございます。

提案理由は、配偶者同行休業中の幼稚園教育職員の昇給等に関する規定について所要の改正を行うほか、規定を整備する必要があるためでございます。

次に、「第32号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

また、議案概要にお戻りください。

配偶者同行休業中の幼稚園教育職員への期末手当の支給に関する規定について所要の改正を行うものです。

改正内容については、1として、期末手当の支給基準日に配偶者同行休業中の幼稚園教育職員には期末手当を支給しないもの。

2として、基準日前1カ月以内に退職等をした職員が配偶者同行休業をしていたときは、期末手当を支給しないもの。

3として、基準日に育児休業中の職員の勤務した日から配偶者同行休業をした期間を除くもの。

4としては、支給対象となる期間中に配偶者同行休業をした職員については、同休業の期間に応じた期末手当の支給割合を算定するものでございます。

施行期日は、平成26年7月1日でございます。

第32号議案をごらんください。1枚おめくりいただいて、規則の新旧対照表になります。

第2条第12号、下線部になりますが、配偶者同行休業を新たに加え、配偶者同行休業中の幼稚園教育職員に対しては支給対象外とするものです。第2条第2項は第1項で第12号が新たに追加したことにより、第11号を第12号にかえるもの。

第3条につきましても、下線部になりますが、配偶者同行休業中を新たに加え、基準日に、育児休業をしている職員の勤務した期間から配偶者同行休業中の職員の退職した期間を除くものです。

第5条、1枚おめくりいただいて、第8号に配偶者同行休業を新たに加え、期末手当の支

給に係る欠勤等日数の換算を行うものです。

その他は、第8号が追加されたことによる号番号の変更となります。

提案理由は、配偶者同行休業中の幼稚園教育職員への期末手当の支給に関する規定について所要の改正を行う必要があるためです。

次に、「第33号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

また、議案概要をごらんください。

議案概要の裏面になりますが、配偶者同行休業中の幼稚園教育職員への勤勉手当の支給に関する規定について所要の改正を行うものです。

改正内容としては、1として、勤勉手当の支給基準日に配偶者同行休業中の幼稚園教育職員には勤勉手当を支給しないものです。

2として、基準日前1カ月以内に退職等した職員が配偶者同行休業をしていたときは勤勉手当を支給しないものです。

3として、基準日に育児休業中の職員の勤務をした日から配偶者同行休業をした期間を除くものです。

4としては、支給対象となる期間中に配偶者同行休業した職員については、同休業の期間に応じて勤勉手当の支給割合を算定するものです。

施行期日は、平成26年7月1日でございます。

第33号議案をごらんください。1枚おめくりいただきまして新旧対照表になります。

第2条の第12号、下線部になりますが、配偶者同行休業を新たに加え、幼稚園教育職員については支給対象外とするものです。

また、第12号が新たに追加されたことにより号番号を変更してございます。

第3条、下線部になりますが、こちらも配偶者同行休業を新たに加え基準日に育児休業している職員の勤務した期間から配偶者同行休業中の対象期間を除くものでございます。

第5条、1枚おめくりいただいて、第8号に新たに加えまして、期末手当の支給に係る欠勤等日数の換算を行うものです。

その他は、第8号に追加されることの号番号の変更となっております。

提案理由は、配偶者同行休業中の幼稚園教育職員への勤勉手当の支給に関する規定について所要の改正を行う必要があるためでございます。

次に、「第34号議案 新宿区教育委員会事案決定規定の一部改正」についてです。

議案概要をごらんください。議案概要の裏面になります。

職員の配偶者同行休業中に係る事案の決定に関する規定を整備するものでございます。

改正内容は、1として別表1の各決定区分に配偶者同行休業を追加するものです。

2としては、配偶者同行休業に関する事案の決定に当たり必要とする協議事項を別表第2に追加するものでございます。

施行期日は、平成26年7月1日でございます。

第34号議案をごらんください。2枚おめくりいただきまして、新旧対照表になります。

別表第1の下線部になりますが、配偶者同行休業を新たに加え、配偶者同行休業の決定区分を定めるものでございます。

また、次のページになりますが、別表第2に、1として、下線部になりますが、配偶者同行休業を新たに加え、事案決定における協議先を人事課長、人事係長、人材育成等担当課長、人材育成等担当課の主査と定めるものでございます。

そのほかは、1が追加されたことの番号の変更と規定整備となっております。

提案理由は、職員の配偶者同行休業に係る事案の決定に関する規定について所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○白井委員長 説明が終わりました。

まず、第30号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

今野委員。

○今野委員 これは休業の承認ということで、非常に実務的なものですので結構だと思います。

以上です。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 第30号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第31号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

今野委員。

○今野委員 これも、定まった昇給の手続の中に新たに幼稚園教員の今回の同行休業の内容を当てはめるということで、ある意味当然の整備だと思いますので結構だろうと思います。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第31号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第32号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

関連の規定整備ということですが、御意見、御質問よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第32号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第32号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第33号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

これも、関連議案の規定整備ですが、御意見、御質問よろしいでしょうか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第33号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第33号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第34号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

こちら職員配偶者同行に関するものですが、御意見、御質問よろしいでしょうか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第34号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第34号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

次に、事務局からの報告を受けます。

-
- ◆ 報告1 平成25年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について
 - ◆ 報告2 平成27年度使用教科書採択について
 - ◆ 報告3 体罰の実態把握について

◆ 報告4 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度
の運用状況報告について

◆ 報告5 (仮称)下落合図書館等建物の基本設計等地域説明会について

◆ 報告6 その他

○白井委員長 本日は、進行の都合により、報告の順番を入れかえ、先に報告5の説明を受け、質疑を行った後、報告1から報告4について一括して説明を受け、質疑を行うという形にさせていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○中央図書館長 それでは、順序が変わりまして恐縮ですが、報告5の資料をごらんください。

(仮称)下落合図書館等建物の基本設計等地域説明会についてでございます。

(仮称)下落合図書館を含む区立施設につきましては、このほど基本設計が完了いたしまして、地域への建物全体の説明会を開催するものでございます。

開催日時の予定といたしましては、平成26年7月11日、19時から20時。

会場は、落合第一地域センターの3階第一集会室でございます。

この建物につきましては、区立施設が(仮称)下落合図書館、西部工事事務所・西部公園事務所、防災備蓄倉庫。それから、一方の敷地につきましては、民営による小規模多機能型居宅介護・ショートステイ、認可保育所でございます。

説明の内容につきましては、これらの施設の概要を地域住民に説明するということと、区立施設の部分についての基本設計を説明するというものでございます。

説明会の前の事前周知でございますが、6月13日の区議会常任委員会に報告した後、7月1日、7日、10日と、地元の地区町会連合会、また地区協議会へ周知を図るほか、7月上旬に区広報7月5日号、ホームページ、区設掲示板等で周知をする予定でございます。

それでは、この説明会のときに御説明をいたします内容につきまして御報告をいたします。資料を1枚おめくりいただきまして、各施設の概要でございます。

まず、資料1、先頭でございますが、(仮称)下落合図書館でございます。

床面積が1,068平方メートル。

各階の配置、1階と2階の2層でございます。2階の部分につきましては、後ほど御説明いたしますが、建築基準法上は3階部分に相当するものでございます。1階につきましては、ここに記載の施設、それから2階も児童コーナーを含めて多目的室、対面朗読室等を整備する予定でございます。駐輪場といたしまして80台の駐輪、オープンライブラリー、これは後

ほど御説明いたしますが、入り口付近の前庭のスペースに椅子などを設置する予定でございます。

業務内容につきましては、図書館サービス。

開館時間につきましては、今後、新宿区立図書館条例の改正を検討していく中で定めていくわけでございますが、従来ここに立地しておりました旧中央図書館の開館時間が午前9時から午後9時45分まで、日曜、祝日は午後6時までということで、このことを踏まえて、検討する必要があると考えてございます。

1枚おめくりください。

次に、同じく区立施設の一部に整備する西部工事事務所・西部公園事務所でございます。

この部分の床面積は1,350平米。

階層といたしましては、1階から5階でございます。

業務内容につきましては、工事事務所のほうは、土木部が所管してございます道路、橋梁、河川の維持管理、公園事務所につきましては、公園、公衆便所の維持管理等でございます。

この公園事務所につきましては、水害や震災の際の出動、その他復旧等の拠点としても機能する予定でございます。

開庁時間は、午前8時30分から午後5時までということでございます。

次をおめくりください。小規模多機能型居宅介護・ショートステイ及び認可保育所。

こちらにつきましては、敷地の半分に当たります民設民営によるものでございます。

整備事業者につきましては、社会福祉法人こうほうえん。鳥取県境港市に本部がある社会福祉法人でございます。

施設の概要につきましては、敷地面積が1,222.91平米、建物の延べ床面積が2,835平米でございます。1階、2階が認可保育所、3階がショートステイ、4階がショートステイと小規模多機能型居宅介護でございます。

なお、現在、基本設計を計画中でございますが、東京都との補助協議中ございまして、床面積、各階配置はその協議により、若干の変更となる場合がございます。

施設の定員は、ここに記載のとおりでございます。

それでは、1枚おめくりください。資料2でございます。

まず、(仮称)下落合一丁目9番8号の旧中央図書館等の建物があった敷地でございますが、配置図のほうをごらんください。これは、上が北を指しており、北側には西武鉄道がございます。それから下のほうが前面道路になりまして、反対側には東京富士大学が立地して

いるところでございます。

ここに記載の計画概要の敷地面積は、この右側のL型になってございます区立施設部分の敷地面積、それから建築面積が975平米、延べ床面積が2,621平米でございます。建物の高さといましては22.7メートルが最高高さでございます。鉄筋コンクリート造、地上5階建てでございます。

1枚おめくりください。こちらが各階平面図でございます。

こちらの平面図は、右端の中ほどにありますように、今度は左側が北でございます。L型の形をとってございまして、右側が前面道路、左側が西武鉄道でございます。

まず1階平面図でございますが、やや茶色に塗られているところが図書館の部分でございます。この図書館の入り口の前にオープンスペースがございまして、先ほどオープンライブラリーと申し上げましたが、隣接の介護施設、保育施設との連携なども念頭に置いた行事などでも使えるようなオープンスペースをここに用意する予定でございます。

建物の中に入りますと、1階はブラウジングコーナー、新聞・雑誌・新刊書、それから奥に入りまして、介護支援・地場産業のコーナー、それと事務室でございます。

それから、建物内を区画してございますが、左側の白抜きのところが工事・公園事務所でございます。1階部分につきましては、主に資材置き場と工事車両等の駐車場でございます。なお、このうち1階の工事・公園事務所の左側のちょうどトイレという表示のすぐ下に危険物保管庫と書いてございますが、申しわけございません、この危険物は誤りでございまして、これを削除していただくようお願いいたします。こちらは資材等の保管庫でございます。

次に、2階でございますが、これは中2階に当たる部分で、ちょうど工事・公園事務所の白抜きのところで×印を書いているところの上に、2階平面図ということで縦長の資材置き場、建物内にデッキのように張り出すような、そういうような形をとってございます。これは、土木の工事車両がどうしても車高が高いものですから、こういうような設計となっております。図書館としては、2層目に当たる場所ですが、階高としては3階ということになります。茶色に色分けしているところが図書館でございまして、こちらが一般書架、それから前面道路に面したところに児童書架を置く予定でございます。

それから、左下に防災備蓄倉庫ということで、ピンク色に塗られた部分がございますが、これは災害用の備蓄倉庫ということで、図書館とは違う区画をされた別の施設でございます。

右に参りまして、4階が、図書館部分は屋上になるわけでございますが、工事・公園事務所につきましては、事務室、資材置き場を置く予定でございます。

それから、下に参りまして、5階部分、こちらでも工事・公園事務所でございまして、シャワー室、休憩室、仮眠室等を用意し、また、4階の屋根に当たる部分に太陽光パネルを置く予定でございます。

右下が、屋上階の平面図となっております。

次のページをおめくりください。こちらが断面図でございます。

右上に断面の線分の起点と終点を記号で記してございます。こちら右側が前面道路、左側が北に当たりまして西武鉄道でございます。

まず上のA-A'断面図でございますが、東西に切った断面図でございます。

それから、下のB-B'断面図は、南北に切ったものでございまして、先ほど御説明したように、図書館は2層ということでございますが、工事・公園事務所の部分、このB-B'断面図の左側でございまして、1階と、それから資材置き場、ちょうど中2階に少し張り出した資材置き場。それから4階、5階と、このような構造になってございます。

なお、この図面、色分け等については、説明会当日は、よりわかりやすくするように、今後修正を加える予定でございます。

報告は以上でございます。

○白井委員長 説明が終わりました。

報告5について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 7月11日の説明会に対する周知が、7月初旬から7日、10日と、きょうの時点からするとまだ大分日程がある割には押し詰まって広報すると。やはり地域のかかわりから言えば、支障がない限り早いほうが妥当じゃないかと思いますが、何か事情がありますか。

○中央図書館長 広報のほうは、こちらにありますように、ホームページへのアップとか区設掲示板、それから近隣へのポスティングなどを今計画しておるところでございまして、委員御指摘のように、なるべく早目に周知に努めていきたいと考えてございます。

○羽原委員 ということは、この7日とか10日とかを修正して急ぐということですか。

○中央図書館長 こういった地区町連の会合というのは、年間の予定が決まっておりますので、この日に各町会連合会や地区協議会に、どうしてもこの日に御案内するということでございます。また、区の広報は7月5日というふうにもう決まっていますが、ホームページへの掲載でありますとか、掲示板での周知、またポスティングなどは6月13日の常任委員会に報告した後に、着手できるものについては速やかに着手していきたいと考えてございます。

○羽原委員 計画自体は悪いものではないし、恐らく支障もないと思いますけれども、ただが

ステイングとか、そういうことは早くやればできるものを、この日に会合があるからそれまでは、という感じではなく、地域の方々に知らせるのは行政としてはもっとサービス精神があってもいいと思います。

○中央図書館長 そのように、私どものほうも考えてございまして、この町連の日程は決まっているわけですが、この前にそういったポステイングとか、ホームページの掲載をしていくことにつきましては、特に支障があるものではないと考えてございまして、なるべくそのような方向で取り組んでいきたいと考えてございまして。

○羽原委員 周知に10日ぐらいの余裕しか持たせないというのは、行政の姿勢がよくないということをお願いしたい。繰り返すわけではないけれども、サービスというのは、なるべく早く知らせて、あるいは何度か伝えるという方法、あるいはエリアとしての町内会に知らせるのは、もっと早い場もある。つまり、この日程は親切さが感じられない。決まった日取りはいいけれども、それ以前にやるべきこと、一般の区民にアプローチする方法はもっとあるのではないかと、もっと早い時期にやればもっと周知徹底するのではないかと申し上げたい。

○中央図書館長 そういうことで、押し詰まってからお知らせをするというような印象があるかと思いますが、私ども意図的に押し詰まってということではなくて、この常任委員会に御報告した後、速やかに着手できるものはできるだけ早くやっております。

○白井委員長 教育長。

○酒井教育長 事務局としても十分バックアップをして、ホームページ等の掲載が7月初旬となっておりますけれども、委員会報告後速やかにできるように体制は整えたいと思います。よろしく願いいたします。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問。菊池委員。

○菊池委員 車の動線についてですが、西部工事・公園事務所の車の出入りがあると思うのですが、安全性という意味から車の動き、流れを伺いたい。

○中央図書館長 お手元の資料の基本設計概要をごらんいただきたいのですが、工事車両等につきましては、図面で言いますと、南から北に入る幅員4.4メートルの区道は袋小路になってございまして、ほとんど一般の車両や歩行者が通らない場所でございます。ここで工事車両が出入りするということでございまして。通常は前面道路の5.0メートル幅の区道を歩行者や一般の車両が往来しているという関係でございまして。従来、旧中央図書館等にございましたこの西部工事・公園事務所も同じような動きで工事車両が出入りしていた経過がございまして。それで、特段事故や何かが起こったということもございませぬし、安全性については極

力万全を期していくようにしてございます。

○菊池委員 4.4メートル幅の区道のところに保育所の出入り口と書いてあるかと思うんですけども、これは安全面が気になる場所ですけども、その点は。

○中央図書館長 こちらの民設施設のほうは保育所と介護施設という、異なる用途の施設が共存するというので、出入り口をこちらに予定してございます。西部工事・公園事務所の工事車両というのは、そう頻回に出入りをしているということもないわけですが、ただ、保育園の入り口ということでございますので、その辺の交通安全標識や造作等については、今後、万全を期して、事故のないような形で安全配慮を行っていく、そういうことが必要だというふうに考えてございます。

○白井委員長 羽原委員。

○羽原委員 介護、ショートステイ、保育所のことで、一つは、「こうほうえん」という事業者が、どのぐらいの規模、実績のものであるか。それと、入札状況、つまり、地元の東京ではなく鳥取の事業者であるという理由、何件ぐらいの応札があったか、そのあたりの状況を教えてください。

○次長 私は3月まで子ども家庭部におりまして、そのときに、事業者の選定をやらせていただいております。幾つもの選定作業を同時にやらせてもらっていたので、詳細なところまでお答えしかねるところもありますけれども、こちらは、事業者の選定会議という組織を持ちまして、プレゼンテーションをしてもらい、幾つかの事業者の中から選んだということでございます。そういった中では、今回、ここは小規模多機能型居宅介護という高齢者の施設と認可保育所という2つの事業を両方とも運営するという前提の中で、両方の事業を運営している法人というのがそれほど多いわけではありませんでした。そういったところでは両方の事業の実績を持っている法人でエントリーをいただくという中で、たしか3法人ぐらいの中で、現場視察なども経て選定をさせていただいた事業者が、こちらの鳥取を拠点とした「こうほうえん」だったということでございます。「こうほうえん」は本部所在地は鳥取でございますけれども、東京に支部を持っておりまして、バックアップ体制もしっかりできるということで、最終的にはこの事業者に決定した、そういった経過でございます。

○羽原委員 僕もかかわっている山口県の社会福祉法人が、江東区に出てきて、今度、杉並区にも出てこようということで、地方は高齢者はふえているけれども子どもが減っているの、事業を維持するために東京へ進出するという、全体の傾向がそうなっているのです。こういった社会福祉法人は、そうないわけではないのです。各県相当あって、江東区の場合は、30

幾つの応札があったというようなことで、新宿区もそういう状況かと思っていましたので、意外感というか、比較的新宿は場所もいいし、出やすい、それが3法人ぐらいしか応募がないのかと思いました。それはそれでいいです。実態を知っておきたいと思ひまして。

○次長 事業提案をいただいた事業数につきましては確認をしておきます。子ども家庭部に私がいたときにかかわった中で、認可保育所の実績のある法人という中では、ただ単にほかでやっているということではなく、一定の規模の一定の年数の実績があるということで、ハードルを上げて法人の公募をしておりますので、ちょっとしたものを運営しているということではなかなか新宿でのエントリーはできないというところがございます。それと同様に、小規模多機能型居宅介護のほうも、相当の実績を前提とした公募でございますので、その両方をやっている法人というのはなかなか実際にはなかったというところがございます。そういった意味では、相当の実績と力量を前提とした公募という中で選定をさせていただいているというところがございます。

○白井委員長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 はい。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、報告5の質疑を終了いたします。

それでは、報告1から報告4について、事務局から説明をお願いします。

教育調整課長。

○教育調整課長 それでは、報告1、平成25年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況、資料をもとに御説明させていただきます。

1枚目は目次のような形で御活用していただければと思います。

1枚おめくりいただきまして1ページでございます。情報公開制度の1の公文書公開請求等の状況でございます。

25年度10件ございまして、うち1件が任意公開申し出の件数でございます。任意公開申し出につきましては、7月から条例改正をしておりますが、以前は、区民、また区内事業者、在勤者、在学者、利害関係者以外のものについて、条例では努力義務といった状況でございましたが、25年7月1日以降条例改正をして、何人もの形になったものでございまして、6月の申請でございましたので、内数としては1とカウントしてございます。10件ございまして、繰り越し分はございません。なお、24年度は27件ございまして、全体で17

件の減といった状況でございます。

それでは、3ページをごらんください。個人情報保護制度の2の自己情報開示請求の状況でございます。

請求件数は1件でございまして、24年度が3件でございまして、2件の減でございます。

次に、3の自己情報訂正停止請求の状況、こちらはゼロ件でございます。24年度もゼロでございます。

4の自己情報利用停止請求の状況、こちらゼロ件、24年度もゼロ件でございました。

4ページをごらんください。5の個人情報業務登録の状況でございます。

個人情報の登録の状況でございまして、こちらは610件ございまして、24年度は611件でございまして、マイナス1件でございます。ただ、増減入り繰りはございまして、3件の増で4件の減でございます。内訳としては、3件のうち学校問題等調査委員会が新規登録3件、学校図書館支援業務、それから教育ビジョンの策定管理、こちら登録の修正でございまして、計3件ございました。減ったものとしては4件ございますが、新宿の教育の音声版と点字版、別々にカウントしていたものを統合したもので1件のマイナス、それから郊外施設の宿泊受付事務、館山塩見臨海学園受付業務委託、それから館山塩見臨海学園一般利用の計3件で、こちらは公文書の保存年限の関係で減になったものでございます。

18ページまで進んでいただきまして、6の個人情報ファイル登録の状況でございます。システム関連のファイル数でございます。25年度は48件、24年度も48件で変更はございません。内訳はごらんのとおりでございます。

21ページをごらんください。7の個人情報業務委託の状況でございます。

業務委託関連、25年度は19件でございました。24年度は17件で、プラス2件となっております。2件の新規増につきましては、学校図書館の支援業務の委託業務、また、学齢簿のシステムデータ移行に関する業務委託の2件が増となっております。内訳はごらんのとおりでございます。

23ページにまいりまして、8の目的外利用の状況でございます。

こちらの情報提供を受けたものでございましてゼロ件でございます。

9の外部提供の状況につきましては、2件でございます。24年度はゼロ件でございました。ただ、こちらは集計方法が変わりまして、24年度までは新規登録のみの報告でございましたので、その前にあっても24年度になればゼロ件でございました。ただ、こういった状況をしっかり報告をしていくということで、実施している件数、新規ではなくて経常的に実施し

ている件数を報告するという一方で、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく記録、それから事件捜査、警察からの防犯カメラの関係の画像といったところの2件でございます。

それから、10の本人外収集の状況でございます。

こちら、同様に集計方法が先ほど御説明したような内容で変わりました、24年度ゼロ件でございましたが1件となっております。

それから、24ページにまいりまして、11の電子計算機の結合の状況でございます。

こちら同様に、集計方法が変わりました、24年度ゼロ件でございますが、電子計算機のシステム関連の外部との結合をしているという状況には変わりはありませんので、結合している業務が2件あるといった状況でございます。

それから、25ページ、12の指定管理者による管理の状況でございます、女神湖高原学園と地域図書館の指定管理となっております、24年度と同様に9件となっております。

それから、27ページ、13の個人情報を取り扱う事務に係る実習生受入状況でございます。

1の教育実習生で受入実績88名、また2の中央図書館でインターンシップの受入実績1名となっております、ごらんのような状況でございます。

それから、14の個人情報取り扱う事務に係る派遣労働者の受入状況については、実績がございません。24年度も実績ございません。

それから、28ページにまいりまして、異議申立ての件数でございます。

15の異議申立て処理状況、こちらは実績ございません。24年度も実績はないところでございます。

以上が、25年度の運用状況でございます。こちらにつきましては、情報公開条例の第19条及び個人情報保護条例第41条に、区長が実施機関に運用状況の報告を求め、取りまとめて6月末までに公表するというところでございますので、この内容で教育委員会から区長のほうに報告を出していただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○白井委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 報告2、平成27年度使用教科用図書採択について御説明をいたします。

本日は、平成27年度使用教科用図書採択の流れと教科書展示会場等について御報告をさせていただきます。

1ページ目をごらんください。

採択の流れを説明する前に、教科用図書の採択について御説明をいたします。

この教科書採択は、1 ページ下の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に示されているとおり、4年に1回、教育委員会が行うものでございます。本年度は、小学校の教科用図書の採択を行う年度に当たります。中学校については、小学校と採択年度が1年ずれておりますので、来年度採択を行う予定です。

それでは、採択の流れを御説明いたします。図をごらんください。

図左側にある新宿区教育委員会は、教科書採択に当たり点線矢印にあるように、教科用図書に関する調査・審議の結果を答申するように審議委員会に諮問します。それを受けて、審議委員会は、さらに点線矢印にあるように、全ての教科用図書について調査研究及び資料作成を教科別の調査委員会に依頼をします。

また、審議委員会は、その下の点線矢印にあるように、全ての教科用図書について資料の作成を学校に依頼します。調査研究を依頼された学校は、実線矢印にあるように、資料を作成し、審議委員会に報告します。同様に、図の右上の調査委員会も実線矢印にあるように、調査資料を作成し、審議委員会に報告をいたします。

審議委員会は、調査委員会及び学校から報告された調査研究資料をもとに全ての教科用図書に関して調査・審議をし、結果を教育委員会に答申をするという流れになります。

教育委員会において、審議委員会の答申、各調査委員会委員長の報告を受け、それに関する質疑を行った上で協議し、平成27年度に使用する教科用図書を種目ごとに1種採択することになります。そして、採択結果を、8月31日までに、東京都教育委員会に報告します。

以上が、教科書採択のあらましとなります。

なお、5月19日から、調査委員会調査及び学校調査を順次行っており、6月20日審議委員会に調査資料を提出する予定となっております。

また、7月16日の臨時教育委員会以降、審議委員会の答申及び各教科調査委員会委員長の報告を受け、8月1日の定例教育委員会で採択の予定でございます。詳細の予定は2ページに示してございますので後ほど御確認ください。

続けて、教科書展示会場及び日時等について御説明をいたします。

3ページをごらんください。

この教科書展示については、教科書の発行に関する臨時措置法第5条に、文部科学大臣の指示する時期に教科書展示会を開かなければならないとあり、本年度は6月13日から14日間行うこととなっております。これを法定展示と言い、本区では6月13日から6月26日まで開催することとしています。また、採択が行われる年度には、法定展示の前に、10日間特別展示

を実施することになっており、6月3日から6月12日まで開催しております。

なお、会場は表に示したとおり、1、新宿区立教育センター6階、2、新宿区役所教育委員会事務局、3、四谷区民センターの3カ所で開催いたします。前回は、新宿区立中央図書館を展示会場の一つとしておりましたが、現在、1の新宿区立教育センターの隣に移転しております。そこで展示場所、展示スペース、見本となる教科の保管場所のことを考慮して、3の四谷区民センターを本年度は会場といたしました。

会場には、全ての小学校の教科用図書の見本を展示し、教育委員会事務局職員である指導主事や退職校長などが会場に常駐し、閲覧者からの質問などに回答できる体制をとっています。

閲覧者には、受付票に記入していただき、人数を把握するとともに、御意見や御感想をいただきたいと考えています。

以上で、平成27年度使用小学校教科用図書採択の流れと展示についての説明を終わります。続けて、報告3、体罰の実態把握について御説明をさせていただきます。

5月22日に、東京都教育委員会が平成25年度に発生した体罰の実態把握の結果を公表しました。本日は、平成25年度に発生した新宿区立小・中学校の体罰の実態把握の結果について御報告をします。

新宿区では、平成25年11月の東京都教育委員会からの調査依頼を踏まえ、生徒、保護者、教員を対象にアンケートと個別の聞き取りなどの方法で教員の体罰の実態について調査するとともに、その結果と学校の対応について、平成26年1月30日までに、区に報告をするように各学校に依頼をしました。

資料をごらんください。

小学校と中学校ともに、体罰と認められる案件はありませんでした。ただ、小学校で1件、不適切な指導に当たるものがありました。この案件の概要を御説明いたします。

授業中に、床に寝転がりふざけていた高学年男子児童に対して、教員は、何度か口頭で自分の座席に戻るよう注意をいたしました。しかしながら、児童が指示に従わないため、教員は、その児童の臀部を足で強く押し、自分の座席に戻るよう促したというものです。当該教諭は、後日、校長に報告をし、児童及び保護者に謝罪をいたしました。児童と保護者には、理解を得たという案件です。教育指導課では、この教員と管理職を呼び、直接調査を行うとともに、厳しく指導をいたしました。実態の把握については以上です。

体罰防止の取り組みについては、体罰は児童・生徒に対する人権侵害の行為であり、いか

なる場合においても、身体に対する侵害や肉体的苦痛を与える懲戒は行ってはならないことが学校教育法11条に明確に示されています。新宿区でも、これまで体罰は教員が絶対に行ってはならない行為として、その根絶に努めてまいりました。定例の校長会、副校長会などでは、体罰の禁止はもちろん、体罰は指導ではないこと、感情のコントロールが必要であることを職員に確実に伝えるよう依頼をしています。また、体罰を起こす可能性の高い教員に対しては、個別の指導をするように伝えてあります。

各学校では、新聞などで体罰やサービス事故の報道がされるごとに職員への指導を行っています。7月、12月のサービス事項防止月間には、日常の指導を見直す機会として、特に重点的に意識啓発を行っているところです。

とにかく、体罰を根絶するには、教員が使う言葉の問題も含め、不適切な指導そのものを根絶していかなければならない、そういった意識を教員の中に今後も研修会等で一層高めていきたいと考えています。

以上で、報告3を終わります。

引き続き、報告4、児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度運用状況について御報告をさせていただきます。

初めに、この相互連絡制度のことについて簡単に御説明をいたします。

既に御案内のこととは思いますが、本制度は、子どもたちの非行防止や犯罪被害からの防止など、子どもたちの健全育成を推進していくことを目的に、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会との間で締結されたものでございます。本日、御用意いたしました資料の3枚目以降が本協定書の写しでございます。

本連絡制度を運用するに当たっては、児童・生徒の非行の内容など、非常に繊細な個人情報を取り扱うこととなりますので、その情報については、適切かつ慎重に管理する必要があり、教育委員会では、この協定締結にあわせて、相互連絡制度運用に関するガイドラインを定めています。本ガイドラインでは、運用状況について、個人情報保護審議会に報告することを義務づけており、教育指導課では、直近の状況を随時この審議会に報告しているところでございます。

本日は、平成25年度の運用状況をまとめて御報告をさせていただきます。資料の2枚目をごらんください。

平成25年度は全部で6件ございました。学校から警察へという外部情報の提供はございませんので、警察から学校に連絡があったもの、つまり、本人外収集のみの御報告となります。

該当する案件は6件で、全て電話により該当する学校宛てに警察から連絡があったものでございます。6件のうち4件が小学校、2件が中学校の事案となります。6件のうち4件が万引きによるもの、その他2件は、火遊びとエアガン遊びとなります。

それぞれの事案の詳細につきましては、本人が特定されてしまう恐れもございますので、以上とさせていただきます。

警察から連絡を受けた際のそれぞれの学校の対応につきましては、どの事案についても、当該児童・生徒に対し規範意識の醸成が図られるよう、学校で継続的な指導を行っております。

また、本人外収集で得た個人情報の管理については、ガイドラインの定めに基づいて適正に管理をしております。

なお、教育指導課では、毎年度、年度当初に学校の管理職を対象に、この相互連絡制度の説明を行い、目的と制度の適切な運用のあり方について指導、助言を行っております。本年度は、5月23日の校長会にて実施いたしました。

また、4月15日の生活指導主任会においても、この制度の運用に関する注意すべき点を確認しております。

以上で報告を終わります。

○白井委員長 報告が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

菊池委員。

○菊池委員 1ページ目の4番、これは担当課が教育調整課になっていますが、性分化疾患の赤ちゃんへの対応等、男性と女性に分けきれない問題や状態に関する全ての文書、続いて(2)とあるのですけれども、これは、教育委員会に関する問題なのでしょうか。なぜこれがここに入っているのか疑問があったのですが。

○教育調整課長 こちらについては、区全体に請求があったことから、全庁的に調査がなされました。ですので、各所管でそういったものがあるかどうかを、実際には不存在ということで、そういった文書はなかったのですが、教育委員会も含めて、役所の全部署の文書の中で、そういったものがあるかどうかということで、そのうちの教育委員会として調べた結果、不存在ということでお答えしたといった状況でございます。

○菊池委員 わかりました。

○今野委員 続けて、同じところですけども、1番目で、学校が騒音のもとだということで

情報公開請求があったようですけれども、学校に対するこういった声というのは、一般的に多いのでしょうか。昔でしたら、多少学校がうるさいというのは当たり前という捉え方が多かったと思うのですが、しかし最近は、グラウンドの砂が来るとか、音がうるさいとか、住民からのそういった様々なクレームが随分ふえてきたというようなことを聞いていまして、そういうことのあらわれがここにあるのかなとも思うのですが、全般的にはどのような状況なのか、わかっていれば教えてもらいたいのですが。

○**教育調整課長** 全庁的にもそうですけれども、工事に際しても工事の音ですとか、学校については例えば部活のときの掛け声ですとか、具体的に数値でどのぐらいふえたということは言えないのですが、区民の方々の権利もあれば、苦情、不満、そういったところの請求と言いましょか、感覚的なところで恐縮ですけれども、そういった声というのは少しふえているのかなと思います。

○**今野委員** それから、5番目のところで、テストの問題と解答をとというのがありますが、これはどういう人が、どういう目的でこういうことを請求しているのでしょうか。

○**教育指導課長** この件は以前、マスコミで報道されたのですけれども、名古屋市の学習塾経営者が、情報公開制度を使って、各自治体の期末テストや中間テストを集めて、ネット上で公開するということがありました。この請求者は、新宿区だけではなくて、他の自治体にも同様の開示請求をしていましたが、返事がなかったものですから、教育指導課から開示請求の意向を問い合わせたところ、取り下げたという案件でございます。

○**今野委員** こういうものは、やはり出さなければいけないのでしょうか。

○**教育指導課長** 特に、個人に関する情報などが掲載されているわけではありませんので、お求めがあれば公開するということになるかと思えます。

○**白井委員長** 羽原委員。

○**羽原委員** さきほどの、4番の性別欄で男女以外にその他としているものはないということですが、実際に社会的にというか、行政的に男と女以外のその他という項目が設けられているようなケースは、新宿区はないとして、実際にあるのですか。

○**教育調整課長** 新宿区ではございませんが、他区で、例えばエイズの検査の中にそういった項目があるというようなことは聞いてございますので、若干そういう動きの中で、こういった形の請求につながっているような状況でございます。

○**菊池委員** 両方持っているという場合と、あと性同一性障害、そういうものがこの中に入るかなと思ったのですけれども。推測ですので追求しなかったのですが。

○白井委員長 今野委員。

○今野委員 23ページの本人外収集で、これを導入するとき結構議論になって反対する人も随分多かったように聞いておりました、しかし児童・生徒の指導のためにはとても必要なことだというのが一般的な理解でやられていると思いますけれども、そういうことについて、今は、現場とか、関連のところ、学校の情報が警察に行くのはどうなのかというような、当時あったような議論がまだあるのかどうかというのが1点。

それから、23ページのところでは、件数1となっていますけれども、本当はそういうことがいい活動であればもっと件数が上がってもいいのかなと思いつつ、後で報告4を見ると6件あったというようになっていますけれども、これの関係はどう読めばいいのでしょうか。

○教育調整課長 件数の捉え方につきましては、こちらは、項目として1件と数えるというような報告の仕方となってございまして、先ほど教育指導課長から報告した件数はその項目について6件の事案があったというものでございます。

○白井委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 先ほど、今野委員から学校から警察に情報が行くこと、あるいは警察から情報が入っていくことなどについて学校の受けとめはということでした。

このことについては、ただいま個人情報については厳しい時代ですので、より慎重を期すということで、学校からは、何か不満や疑問の声というのは上がってきておりません。

それから、警察だけではなくて、いろいろな関係機関とも情報はやりとりするわけですが、子ども家庭サポートネットワークという大きな会議体の中で、守秘義務を課した上で情報のやりとりをしておりますので、全く警察以外の関係機関との個人情報のやりとりのないというわけではございません。必ず守秘義務を課した範囲の中で、子どもたちの健全な育成のために、情報は適宜やりとりをしているというのが実態でございます。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

ほかに御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、報告2について御意見、御質問のある方はどうぞ。

今野委員。

○今野委員 報告2の資料で流れがよく理解されました。最終的に、どの教科書を選定するかというのは、この教育委員会で決めるということですが、専門的な内容でもあるということで、図に示されておりますように、審議委員会で議論をして、その答申を受けて最終判断をするということですので、この審議委員会の結論というのが非常に我々にとっては大

事なものになるのでしょうか。相当程度尊重して決定に当たるといふことになると思うのですけれども、そのときに、この図で見ますと、調査委員会から上がってくる報告と、学校から個別に上がってくる報告が、並列で別々に上がってくるのかなと思うのですけれども、2系統で別々に調査をさせていることの意味がどういうところにあるのかというのが1点。

それから、別々の結論で上がったときに、審議委員会としては、どういうふうに判断して、現にどう対応しているのか教えていただきたいと思います。

○白井委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、今野委員の1点目の御質問、調査委員会調査と、学校調査、2系統設置している意味でございますけれども、調査機関としては、学校調査は、数日の間にそれぞれの学校で見るといふ形になります。これは、現場の教師が、各教科の代表者が中心となり、その教科書を調査して評価をする。そして、職場全員の意見がそこには反映されるというメリットがあります。つまり、読んで、どういう教科書のよさがあるのかということ全員がコメントとして書き添えることができるというものでございます。

一方、調査委員会調査は、観点に従って、教科書ごとに調査研究を行います。例えば、国語科の専門性が高い委員を区の中から5名から6名選びまして、その中で、より細かく、3回から4回程度集まって意見交換をして、その教科書の特徴やよさについて意見をまとめるものでございます。どちらも、調査委員会については専門性を、そして学校調査については幅広く先生たちの声を集めるという趣旨で設定しているものでございます。

2つ目に、これらの意見を審議委員会の中でどのように協議していくかということでございますけれども、それぞれの調査研究資料に書かれているものを参考にしながら、実物を見て、確認しながら審議委員会では協議をしております。その協議する上で、参考となる資料を学校からと調査委員会から求めているわけですが、その両委員会からの報告を1件1件確認して、審議委員会で改めて報告、答申をまとめるという手はずになっております。

○今野委員 最終的には、両系統の別々の観点で上がってきた結論を、総合的に審議会として判断をして一定の結論を出すというような仕組みになっているということですね。

○教育指導課長 委員のおっしゃるとおり、調査委員会と学校調査の結果、両方を踏まえて審議委員会で協議し、答申を作成するというものでございます。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

ほかに、御意見、御質問がなければ、報告2の質疑を終了します。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

菊池委員。

○菊池委員 不適切であった件数が1件あって、その内容を伺いますと、口頭で何度も注意したのにどうしても言うことをきかないので、お尻を足で押したという内容でした。先ほど厳しく指導したとおっしゃったのですけれども、口で何回も諭してもどうしても言うことをきかない、その場合にはどういう対処が適切であったと考えられますか。

○白井委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 なかなか口で言っても従わないお子さんはいるものです。そうは言っても、力にものを言わせて言うことをきかせても、その子の反発心を生んでしまったり、あるいは、精神的なショックを与えたりするということはあるわけです。そういうことも防ぐ意味で体罰は禁止されているわけですが、例えば、この場合、その教員一人では対応できない状況なので、内線電話でほかの教員に支援を求めて対応してもらい、授業を進めるとかいう、助けを求めるという方法も一つあったのではないかというふうに思います。

また、ほかの子に迷惑をかけない状況であれば、ちょっと見守って、しばらくその子が落ち着いてから言葉をかけるという方法も場合によってはあったのではないかと思います。そのお子さんの発達段階や精神状態、あるいは、その場の状況などによって、それは教員が適切に判断すべきものと考えております。

○菊池委員 わかりました。

○白井委員長 ほかに質問ありますか。

今のことに関連してですが、本人が校長に報告をしたと先ほどありましたけれども、それは自分はやったときには悪いとは思わなかったけれども、やった後に気づいたということで、その報告をしたということなのか、そこはどんな感じだったのですか。

○教育指導課長 その日の夕刻に報告をしようと思ったのですけれども、校長が出張でいなかったもので、翌日以降に校長に報告をしたということでございます。保護者から何かクレームがあって報告したということではなくて、教員自身のみずから不適切な指導をしたということで報告をしたということでございます。

○白井委員長 それは、感情のコントロールが必要だということを教育指導課などで指導していると、さっきあったのですけれども、実態は、そのときはそこまでは思い至らなくて足で押してしまったということなんでしょうか。

○教育指導課長 東京都の今回体罰に関する実態調査の中でもうたわれているのですけれども、多くの教員が、思うとおりに子どもが指示に従わないのでかっとしてやってしまったという

のがほとんどの事案でございます。多分この教員も言って従わなくてかっとしてしまったというのが実態のところだと思います。心にゆとりを持つ、ちょっと深呼吸をする、手は後ろで組むというような具体的な話は、教育指導課として、やはり現場にはしていかなければいけないなと思いますし、最近、アンガーマネジメントという怒りをコントロールする研修会なども行っている自治体もありますから、初任者研修、10年経験者研修で、教師として自分の感情をどうコントロールするかという研修を行ってまいりたいと思っております。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

それでは、報告3についての質疑を終了します。

報告4について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 ここで個人を特定することはあり得ませんが、先ほど火遊びとか出ましたが、もう少し幅のわかるように、具体的にお話しいただけますか。

○教育指導課長 なかなか詳細をお伝えすることはできないのですが、1番から4番までについては、万引きにかかわる事案でございます。中にはちょっと常習性かと思われる事案もございましたけれども、多くは初めてであったり、お店の人に見つかって警察に通報されてという状況であったということでございます。5番については、火遊び、6番については、エアガン遊びです。普通に遊んでいれば問題はなかったのですが、道路に向かってエアガンを撃つというような状況があったので、このような事案に至ったという状況でございます。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

ほかに御意見、御質問なければ、報告4の質疑を終了します。

次に報告6、その他となっておりますが、事務局から報告事項はありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○白井委員長 以上で報告事項を終了いたします。

◎ 閉 会

○白井委員長 以上で、本日の教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時00分閉会